

藤沢市石綿関連疾患検診・健康相談部会設置要領

(趣旨)

第1条 藤沢市石綿関連疾患対策委員会（以下「委員会」という。）は、石綿関連疾患を発症する可能性のある関係者（以下「石綿ばく露関係者」という。）に対する検診及び石綿ばく露関係者からの心理相談等に対応するため、藤沢市石綿関連疾患対策委員会設置要綱第7条第1項に基づき藤沢市石綿関連疾患検診・健康相談部会（以下「検診相談部会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 検診相談部会の部会員は、次の各号に掲げる者のうちから委員会委員長（以下「委員長」という。）が指名する者をもって組織する。

- (1) 医師。ただし、必ず複数とする。
- (2) 臨床心理士
- (3) その他、委員長が必要と認める者

2 検診相談部会には部会長を置き、部会員の互選によりこれを定める。

(会議)

第3条 委員長は、必要があると認めるときは、検診相談部会の会議を招集することができる。

2 部会員は、委員長に検診相談部会の会議の招集を求めることができる。

(判定事項)

第4条 検診相談部会は、次の各号に掲げる事項について判定し、委員会に報告する。

- (1) 石綿ばく露関係者に係る、石綿関連疾患の有無及びその種別
- (2) 石綿関連疾患の発症が認められた石綿ばく露関係者に対する今後の方針等
- (3) その他、委員長が必要と認める事項

(心理相談)

第5条 検診相談部会は、市長が石綿ばく露関係者からの求めに応じて健康相談又は心理相談等を実施する場合には、当該相談等の場に部会員を派遣し、これに対応する。

(検診)

第6条 検診相談部会は、市長が実施する、石綿ばく露関係者に対する検診等について、助言等を行う。

(庶務)

第7条 検診相談部会の庶務は、総務部行政総務課において総括し、及び処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、検診相談部会において審議し、決定する。

附 則

この要領は、平成26年11月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年1月7日から施行する。